

出先機関改革に係るアクション・プラン (ハローワーク)の進捗状況について

出先機関改革に係るアクション・プラン（ハローワーク）の進捗状況について

1. ハローワーク特区について

ハローワーク特区（*）について、埼玉県及び佐賀県からの提案（資料 p 2～3）があり、平成24年5月7日、地域主権戦略会議の下のハローワークチーム（厚生労働省では津田厚生労働大臣政務官がメンバー）において提案のとおりハローワーク特区の枠組みが合意された。

また、同日のハローワークチームでは、次の合意がなされた。

- ・ この特区の枠組みに沿って厚生労働省は所要の措置を講じること。
- ・ 特区の対象となるハローワークは、ハローワーク浦和とハローワーク佐賀であること。
- ・ それぞれの特区における具体的な取組みの内容について、厚生労働省は埼玉県及び佐賀県とよく詰めること。
- ・ ハローワーク特区の事業開始は、平成24年10月を目指すこと。

* ハローワークについては、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）に基づき、国が行う無料職業紹介等と地方の業務を一体的に実施する取組を全国的に進めているところ。

さらに、平成23年12月26日の地域主権戦略会議（議長・内閣総理大臣）で了承された「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（別添2）では「特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称 ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。」とされていた。

2. 国と地方の一体的実施について

国と地方の一体的実施については、地方自治体に対して一体的実施の提案募集を行い、4月26日時点で29道府県49市区町から一体的実施の提案があり、そのうち25道府県31市区において事業を開始している。

埼玉県・佐賀県
からの提案

ハローワーク特区の概要

埼玉県・佐賀県

ハローワーク特区

埼玉県・佐賀県
からの提案

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

○○県知事

協定(ハローワーク特区協定)

厚生労働大臣

(協定の主な内容)

- 県知事は労働局長に対し、ハローワーク○○の業務に関し必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、事業の実施に当たり反映。
- 県知事は、労働局長が指示に合理的な理由なく従わない場合には、厚生労働大臣に対し、労働局長が県知事の指示に従うように要請することができる。

○○県知事

↓
指揮監督

雇用労働対策
職業能力開発
障礙者就職支援
生活保護 など

協定に基づく指示

(指示により今後実現する内容)

- 国と県の職員の人事交流等
- 求人情報提供端末の配置
- 幼年者就職支援の強化
- 障碍者就労支援の強化
- 福祉事務所での就職支援の強化
- 効果的な職業訓練の実施
- 企業向けサービスの向上 など

今後要調整

○○労働局長

↓
指揮監督

ハローワーク○○
職業紹介
職業訓練受講指示
雇用保険
事業主指導 など

連携・協力

(業務を円滑に遂行するための事務レベルの会議を設置)

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。
「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

アクション・プランの推進体制

地域主権戦略会議

「アクション・プラン」推進委員会

- ・川端達夫 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
- ・後藤 斎 内閣府副大臣
- ・福田昭夫 総務大臣政務官
- ・上田清司 埼玉県知事
- ・北川正恭 早稲田大学大学院教授

直轄道路・直轄河川チーム

- ・北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・二井関成 山口県知事
- ・副大臣又は大臣政務官（地域主権推進）
- ・国土交通大臣政務官

公共職業安定所（ハローワーク）チーム

- ・北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・古川 康 佐賀県知事
- ・福田昭夫 総務大臣政務官
- ・津田弥太郎 厚生労働大臣政務官

共通課題チーム

- ・北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・横内正明 山梨県知事
- ・副大臣又は大臣政務官（地域主権推進）

※上記のほか、広域的実施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

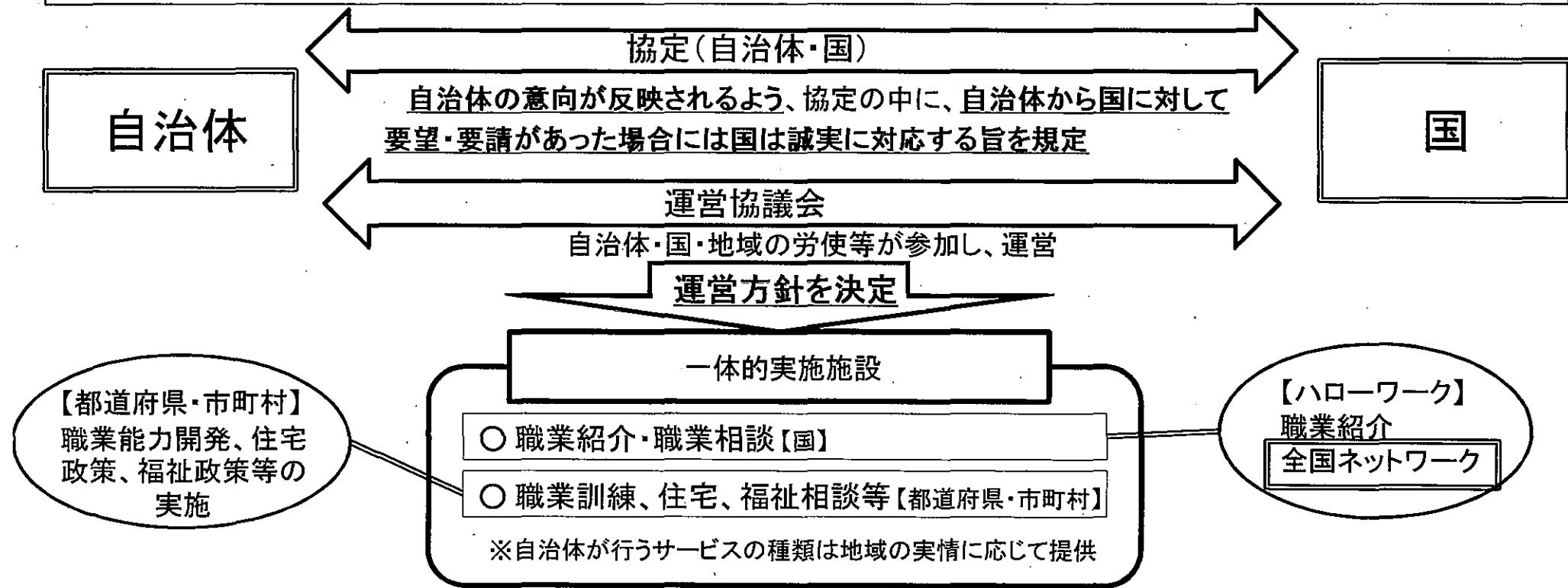
地域主権戦略会議 メンバー名簿（平成24年2月24日現在）

別添4

議長	野田 佳彦	内閣総理大臣
副議長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 総務大臣
構成員	岡田 克也	副総理 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	安住 淳	財務大臣
	藤村 修	内閣官房長官
	古川 元久	国家戦略担当大臣
	上田 清司	埼玉県知事
	岡崎 誠也	高知市長
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋 健治	北九州市長
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	神野 直彦	東京大学名誉教授
	田中 隆敏	御船町議会議員（前議長）
	西村 美香	成蹊大学法学部教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	橋下 徹	大阪市長
	三谷 哲央	三重県議会議員（前議長）
	三井 幸雄	旭川市議会議長
	渡邊 廣吉	聖籠町長

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一緒にしたさまざまな工夫が行える新しい事業



- ◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

都道府県；43 市区町村；52

(H24.4.26現在)

2. 提案の状況

(1) 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(25道府県31市区(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。4県18市区町と直接協議中。)

都道府県(29道府県)(※提案の一部)

北海道	青森県	岩手県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	長崎県
熊本県	大分県	沖縄県										

市区町村(49市区町)

札幌市	函館市	旭川市	北見市	弘前市	さいたま市	川越市	川口市	秩父市	所沢市	鴻巣市	志木市	寄居町
千葉市	新宿区	墨田区	品川区	中野区	杉並区	相模原市	綾瀬市	新潟市	北杜市	須坂市	岐阜市	大垣市
高山市	静岡市	名古屋市	岡崎市	豊田市	大府市	湖南市	京都市	大阪市	西宮市	宝塚市	川西市	江津市
倉敷市	井原市	総社市	瀬戸内市	広島市	北九州市	福岡市	久留米市	佐賀市	鳥栖市			

※上記の提案のうち「下線」の自治体(2県13市区町)は受諾通知を発出し、事業の実施に向けて準備中。

(2)(1)以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(52市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市、さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

平成24年4月10日現在

地方自治体の提案内容に沿って事業が開始されたもの

○都道府県

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
1	北海道 (※提案の一部)	道の「北海道中小企業総合支援センター」に国の「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」を併設することにより、国が実施する各種助成金や支援施策の情報提供や相談、求人の受理等と、道が実施する中小企業に対する経営相談、研究開発や取引拡大などの各種支援を一体的に実施。	・平成24年2月1日
2	青森県 (※提案の一部)	国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」及び「青森県若者サポートステーション」を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施する。各施設は、事業の共同実施、窓口の一本化、情報の共有化等を行い、若年者の就職支援の機能強化を図る。	・平成23年11月9日(本格実施は24年度)
3	岩手県 (※提案の一部)	①県が行うパーソナル・サポート事業やジョブカフェ事業、労働局が行うハローワーク・プラザ、ヤング・ハローワーク等が集積する施設について、国と県が一体的に、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行う総合就業支援拠点「県央総合就業支援拠点」として整備。 ②県南部において、生活相談・就労相談及び職業相談・紹介、また、パーソナル・サポートによる生活相談・支援を統合し、総合就業支援拠点「県南総合就業支援拠点」として整備。	・平成24年4月2日
4	千葉県 (※提案の一部)	千葉県求職者総合支援センターの機能を、新たに設置する「千葉県ジョブサポートセンター」に継承し、引き続き、県の行う生活就労相談と国が行う職業紹介を一体的に実施するほか、一体的に実施する県の事業として、同センターでの「人材活用セミナー」「企業と求職者の交流会」等の定着支援を実施し、就業支援の強化を図る。	・平成24年4月2日
5	新潟県 (※提案の一部)	①県が設置する「Jターン情報センター(東京)」に国の求人情報等の活用を含めたハローワークの職業紹介機能を付加して一体的に実施。 ②求職者総合支援センターにおいて、求職者に対して、県の行うメンタル面でのサポートも含めた生活・就労相談を国の行う無料職業紹介・職業相談と一体的に実施。	・平成23年11月17日(①) ・平成24年4月2日(②)

6	石川県 (※提案の一部)	「いしかわ求職者総合支援センター」において、仕事を求めるとともに生活の支援を必要とする求職者に対し、生活の安定と再就職に向けた支援を総合的に実施するため、県の生活・就労相談事業と国の職業相談・職業紹介事業を一体的に実施。	・平成24年4月2日
7	山梨県 (※提案の一部)	①「山梨県求職者総合支援センター」において、県の生活・就労相談業務と国の職業相談・職業紹介等業務を一体的に実施。 ②現在の国の「ハローワーク・コーナー」が提供する職業紹介に加え、求職者支援制度の手続きや求人業務などを付加し、一体的な実施を行うことにより、利用者のニーズに沿ったワンストップサービスを提供できる総合就職支援拠点とする。 ③県は、求人開拓員の配置や企業・新入社員双方を対象とした定着支援策の実施など、若年者の就業支援を強化。	・平成24年4月2日(①) ・②③は提案内容等について協議中
8	岐阜県 (※提案の一部)	①県が設置してきた「岐阜県求職者総合支援センター」に代えて「ジョブステーション」を新設し、求職者総合支援センターにおいてハローワークコーナーが提供してきた職業紹介に係る業務に加え、雇用保険受給窓口に関する案内業務、職業訓練情報の提供、相談業務、中高年齢者に対する就労支援業務を付加し、県と一体的に取り組むことにより、利用者のニーズに沿ったワンストップサービスを提供できる総合就職支援拠点とする。 ②一體的に行う国の業務として、国の雇用保険・職業訓練業務を付加する。	・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
9	静岡県 (※提案の一部)	東西2か所に県が設置する求職者総合支援センターにおいて、県の生活・就労相談、就職支援講習会の開催と、国の職業相談・職業紹介との一体的実施を行う。	・平成24年4月2日
10	愛知県 (※提案の一部)	「あいち労働総合支援フロア」において、離転職者を対象として、従来から県が実施している労働関係情報の提供と雇用・労働問題の全般の相談に加え、職業適性検査を活用したキャリアカウンセリング、事業主向け支援メニューや労働教育事業の充実を図り、それらの県の事業と国の職業紹介事業等を実施することにより、求職者・在職者及び事業主に対する労働雇用に関する支援を総合的に実施。	・平成24年4月2日

11	滋賀県 (※提案の一部)	<p>①県の職業能力開発・公営住宅・福祉等に関する生活相談施設に、ハローワークの職業相談・職業紹介部門を併設し、中高年齢者・外国人等の生活面と就労面の支援を一体的に行う。その際、職業訓練の相談、福祉の職場相談、就農相談、臨床心理士によるカウンセリング等も支援内容とする。</p> <p>②一体的に行う国の業務として、職業訓練の受講指示業務を付加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
12	京都府 (※提案の一部)	<p>総合就業支援拠点である「京都ジョブパーク」について、利用者視点に立ち、以下のようにワンストップサービスのさらなる充実・強化を図り、府と国等の事業を一体的に実施。</p> <p>①国との「ハローワーク・コーナー」に、雇用保険、各種助成金の支給、障害のある方も対象とする職業紹介等に係る業務を付加。</p> <p>②京都府の無料職業紹介事業をハローワークコーナーの職業紹介機能と一体的に実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日
13	奈良県 (※提案の一部)	<p>①県と国とが連携して設置する地域就職支援センターにおいて、国が行う職業紹介事業と県が行う各種相談窓口における支援等を一体的に実施するとともに、連携強化を図るため、推進連絡会議を設置し、情報共有化・求職者に対する一体的な支援の在り方等について調整を行う。</p> <p>②一体的に行う国の業務として、職業訓練の受講指示等、事業所向け助成金の申請受付等を追加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
14	和歌山県 (※提案の一部)	<p>①「ワークプラザ河北」において、国が行う職業相談・職業紹介事業と、県が行う生活・就労相談事業を、引き続き、一体的に実施するほか、新たに、障害者等の就職困難者に対する個別の就職支援等も行う。また、同プラザにおいて県が実施する生活・就労相談事業については、関係機関と連携し、曜日設定等による分野別の専門員での相談窓口対応を行う。</p> <p>②一体的に行う国の業務として、国の職業訓練受講指示を付加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
15	鳥取県 (※提案の一部)	県の若年者就業支援事業等と国の職業紹介機能等をワンストップサービスで提供できる共同支援窓口として設置してきた「くらよし若者仕事ぷらざ」を引き続き設置し、一体的に就業支援を行う。その際、県の若年者就業支援員と国の職業相談員等が相談者に関する情報を共有するなど連携・協力の強化、他の窓口・施設(ジョブカフェ、ハローワーク)との連携を行うとともに、県と労働局等による連携組織(運営協議会)を新設し、運営方針の決定・点検を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日

16	島根県 (※提案の一部)	一般求職者の再就職支援を目的に国と県とが共同で設置している「しまね共同就職支援センター」を、引き続き事業継続するとともに、若年者の就職を支援するため県が設置している「ジョブカフェしまね」及び国と県とで共同設置している「地域若者サポートステーション」と一体的に求職者へのサービスを提供することにより、機能を強化。	・平成24年4月2日
17	広島県 (※提案の一部)	「しごとプラザマザーズひろしま」において、国のマザーズハローワークが実施する職業相談・職業紹介、求人情報の提供等と、県のわーくわくママサポートコーナーが実施する各種就職支援を一体的に実施することにより利用者のニーズにきめ細かく対応。また、市町の保育所情報や保育に関する相談も併せて実施。	・平成24年3月21日
18	徳島県 (※提案の一部)	①「とくしまジョブステーション」において、県と国との連携により一体的に提供してきた住居や生活資金等の生活支援と就労相談から職業紹介までの雇用支援を、継続して実施。その実施にあたり、連携強化を図るため、運営協議会を設置し、情報の共有や求職者に対する支援のあり方等についての調整を行う。 ②一体的に行う国の業務として、雇用保険の手続き及び職業訓練の受講指示ができるようにすることにより、求職者に対するサービスの更なる充実・強化を図る。	・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
19	愛媛県 (※第三次募集時の提案)	「愛媛県地域共同就職支援センター」において、国の行う職業紹介等及び県の行う生活就労相談等の事業を一体的に実施。	・平成24年4月2日
20	高知県 (※提案の一部)	①「ハローワークジョブセンターはりまや」及び「ハローワーク若者相談コーナー（「ジョブカフェこうち」内）」において、国の職業紹介に係る業務と県の相談事業等との一体的な実施を行う。 ②一体的に行う国の業務として、職業訓練の受講指示等に係る業務や雇用保険給付業務、求人開拓業務、各種助成金の支給等に係る業務を付加する。	・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
21	福岡県 (※提案の一部)	「福岡県中高年就職支援センター」においてハローワークの職業紹介機能を充実強化する。その際、中高年就職支援センターの利用者向け求人開拓の実施、「心の健康相談」の実施などの支援も行う。	・平成24年4月2日

22	長崎県 (※提案の一部)	<p>①県の「こども・女性・障害者支援センター」に国の職業相談員を配置し、求人情報システムを設置して、国の実施する職業相談・職業紹介と、県の実施する生活相談等の支援を一体的に実施。</p> <p>②国の地域共同就職支援センターに配置する職業相談員を増員して、離島・半島に派遣し、長崎県再就職支援センターが実施している離島・半島地域における巡回相談を一体的に実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月3日(②、本格実施は24年度) ・①は提案内容等について協議中
23	熊本県 (※提案の一部)	<p>①県が労働相談、キャリアカウンセリング、技術習得講座等の就業支援業務を実施している「しごと相談・支援センター」に、国のハローワーク・コーナーを設置し、職業紹介に係る業務を行う。また、「しごとサポート水道町」において、県が労働相談や就業相談等を行うとともに、国の職業紹介窓口において、職業紹介、雇用保険や職業訓練の相談、各種助成金の相談に係る業務を行う。</p> <p>②平成25年度以降は、「しごと相談・支援センター」と「しごとサポート水道町」で実施している業務を同じ場所で行い、ワンストップサービスの提供を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月2日(①) ・②は提案内容等について協議中
24	大分県 (※提案の一部)	「大分県中高年齢者就業支援センター」を新設し、中高年齢離職者に対して、県が実施する中高年齢者就業支援施策とハローワークにおける職業相談・職業紹介等の国が行う雇用対策を一体的に実施するとともに、地域の実情に応じた弾力的な運営を図る。	・平成24年4月10日
25	沖縄県 (※提案の一部)	国が運営する「グッジョブセンター沖縄」と県が運営する沖縄県求職者総合支援センター(就職・生活支援パーソナル・サポート・センターを含む。)を総合就業支援拠点として位置づけ、それぞれの施設において、国の実施する職業紹介と県の行う求職者の生活支援、就職準備支援等の業務を一体的に実施。	・平成24年4月2日(うち一拠点は平成24年4月16日から実施予定)

○市区町村

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
1	札幌市 (北海道)	区役所において、ハローワークによる職業相談・職業紹介と、市の実施するキャリア・カウンセリング、各種支援制度に関する情報提供等を一体的・総合的に実施。	・平成23年11月1日
2	函館市 (北海道)	市が行う生活相談等のサービスと国が行う職業相談・職業紹介を一体的に実施する「しごと相談コーナー」を設置し、求職者に対するワンストップサービスを実施。	・平成24年4月2日
3	旭川市 (北海道)	「旭川しごとサポートプラザ」において、市の生活・就労相談とハローワークの職業紹介をワンストップで実施し、求職者に対する総合的な支援体制を構築。	・平成24年4月2日
4	弘前市 (青森県)	弘前就労支援センターを設置し、市の生活相談事業と、ハローワークによる職業相談・職業紹介とカウンセリング等の就職支援機能を組み合わせた、一体的な就労支援を展開。	・平成24年4月2日
5	さいたま市 (埼玉県)	①福祉事務所にハローワーク部門を併設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対し、ハローワーク部門の相談員と福祉事務所ケースワーカー、自立支援員、就労支援員が連携して、一体的に就労支援を実施。 ②「さいたま市ふるさとハローワーク」において、子育て世代を中心とした再就職支援及び若年者支援、市内人材不足分野の業界に対する人材確保支援等について、市と国が連携して一体的に実施。	・平成24年3月1日(①) ・平成24年4月2日(②)
6	川口市 (埼玉県)	福祉事務所の要請に応じて、福祉事務所にハローワークの職員・相談員を配置し、生活保護の窓口において具体的な求人情報を得やすくするとともに、被保護者に対する職業紹介や相談・助言等を実施。	・平成23年12月1日
7	秩父市 (埼玉県)	市が国と一緒に「ジョブプラザちちぶ」を開設し、求職者のニーズに応じて、市が行う内職あっせんと等とハローワークの職業紹介等を一体的に実施。	・平成23年7月1日

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
8	所沢市 (埼玉県)	ハローワークと福祉事務所が一体的に就労を支援するための体制整備及び若年者支援のための市・国の事業のワンストップサービスを実施。	・平成23年9月1日
9	志木市 (埼玉県)	市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一体的支援、市とハローワークによる若年者に対する一體的支援等を実施。	・平成23年6月20日
10	千葉市 (千葉県)	①千葉市ふるさとハローワークにおいて、国の職業相談・職業紹介と市の生活・就労相談等について、市と国で一体的に実施し、就職困難者を始めとする一般求職者の就職支援を行う。 ②生活保護受給者等生活困窮者を対象とした窓口を新たに設置し、市の就労支援と国の職業相談・職業紹介等を緊密な連携により一體的に実施し、生活困窮者の早期自立に向けた就労支援の効果的な推進を図る。	・平成24年4月2日(①) ・②は平成24年8月から実施予定
11	新宿区 (東京都)	区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	・平成23年7月1日
12	墨田区 (東京都)	区役所庁舎内に「就職支援コーナーすみだ」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	・平成24年2月1日
13	品川区 (東京都)	区の「品川区立中小企業センター」内に「品川区就業センター」を設置し、ハローワークによる職業相談・職業紹介と区が講じている就業支援、雇用支援施策を一體的に実施。	・平成24年3月26日
14	中野区 (東京都)	区役所庁舎内に「中野就職サポート」を設置し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施。	・平成24年2月1日

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
15	相模原市 (神奈川県)	市とハローワークが連携し、就職相談・職業紹介業務及び雇用対策に関して協働し実施(窓口を整備、拠点化)。また、生活保護、住宅支援、職業訓練などの生活支援についての連携を拡充。	・平成24年4月2日
16	岐阜市 (岐阜県)	生活困窮者に対する協働した支援を行うため、「はたらき支援ルーム」を市庁舎内に開設し、市のケースワーカー及び就労支援員とハローワークの職員が一体となり、就労意欲の喚起、職業相談・職業紹介等を行い、ワンストップサービスによる就労支援策の強化・拡充を図る。	・平成24年4月2日
17	大垣市 (岐阜県)	市と労働局が連携し、市役所本庁舎内に「大垣市雇用・就労支援センター」を設置して、子育て中の方、外国人、生活困窮者等への生活相談と職業相談、職業紹介等をワンストップで行う。	・平成24年4月2日
18	高山市 (岐阜県)	①市で運営している無料職業紹介所に、高山ハローワークの職業相談・紹介機能を付加し、両者による一体的な運営により、市民サービスを充実。 ②市の職員及びハローワーク相談員等が、市内9か所の支所庁舎を定期的に巡回。 ③市とハローワークが、連携協力して定期的に「パート就職面接会」を開催。	・平成23年11月1日
19	静岡市 (静岡県)	「静岡求職者総合支援センター」において、国は職業相談・職業紹介業務を、市は生活・就労相談を行い、一体的な実施を図る。また、静岡市東部勤労者福祉センターで定期的に実施している「労働・就職相談」や「メンタルヘルス相談」と連携するなど相談機能の充実に努める。	・平成24年4月2日
20	名古屋市 (愛知県)	①市の「なごやジョブ・サポートセンター」において、ハローワーク端末の設置及び国からの職員派遣により、ハローワーク求人情報の活用、紹介状の直接交付を実施し、市の就労支援事業を強化(市と国が共同でサービスを提供)。 ②区役所において、ハローワーク端末の設置及び国からの職員派遣を行い、生活保護受給者、障害者、高齢者等就職困難者に対する各種住民サービスと就労支援を一体的に実施。	・平成24年2月20日(①) ・②は提案内容等について協議中
21	大府市 (愛知県)	「大府市就業支援センター(ワークプラザおおぶ)」を開設し、市による生活支援サービスの相談・情報提供とハローワークの職業相談・紹介を一体的に実施。	・平成23年10月3日

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
22	湖南市 (滋賀県)	市の障がい者就労情報センターに国の就労情報コーディネーターを置き、「働く場・働く機会」の開拓、事業所等との情報交換、採用企業への障がい者、福祉施策を受けている就職困難・生活困窮者就労定着支援等を実施。	・平成24年3月5日
23	大阪市 (大阪府)	大阪市主導の下、「しごと情報ひろば」において、市の行う職業相談・定着支援・各種セミナー事業等の就労支援事業とハローワークの行う職業紹介事業等を一体的に実施。	・平成24年4月10日
24	宝塚市 (兵庫県)	市と労働局、ハローワークが連携、協力して、 ①「パート就職面接会」を開催し、同会場において就業にかかる様々な相談窓口等を設置。 ②働く女性、働きたい女性を対象に就労相談や就労支援セミナーを開催。 ③「ワークサポート宝塚」において、若年者等に対して市の就労相談等と国の職業紹介等を一体的に実施。	・平成24年4月2日
25	川西市 (兵庫県)	「川西しごと・サポートセンター」において、パート以外の一般の求職者も対象として市の生活相談・情報提供及び国の職業相談・職業紹介を一体的に実施。	・平成24年4月2日
26	倉敷市 (岡山県)	「ワークプラザたましま」において、市が行う生活・就労相談とハローワークが行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施する。また、市の就労支援員が生活・就労相談から得た求職ニーズと市の勤労者福祉サービスセンターの推進員が得た求人ニーズをハローワークに提供し、ハローワークが求人を開拓を実施。	・平成23年10月3日
27	井原市 (岡山県)	「井原市ふるさとハローワーク」において、市が実施する企業情報の収集とハローワークの求人情報の提供、職業相談・職業紹介をワンストップで実施する。	・平成23年9月1日
28	総社市 (岡山県)	生活保護受給者や日系ブラジル人等に対する実効あるサービスを実施するため、ハローワークへの自立支援推進員、通訳の派遣や、市保健師による面談から精神科医による「心の健康相談」への仲介などを行い、ハローワークの専門相談員等と連携して、求人情報の提供、個別求人開拓、職場見学、同行紹介、職場定着指導、生活相談、カウンセリング等を一体的に実施。	・平成23年7月1日

No.	自治体名	事業概要	開始年月日
29	瀬戸内市 (岡山県)	市庁舎内の「ジョブスポットせとうち」において、生活困窮者や障がい者、若年者、子育て女性等に対して、市と労働局・ハローワークが一体となって就職・生活支援を実施。	・平成24年3月30日
30	北九州市 (福岡県)	①市が設置する「若者ワークプラザ北九州」に国の若年者向けハローワークを併設することにより一体的な支援を実施。 ②「北九州市ふるさとハローワーク」において、市の行う就業相談、キャリアカウンセリング、各種セミナー等とハローワークの行う職業相談、職業紹介を一体的に実施。 ③JR駅近接地に国のハローワーク機能を配置し、市の公共施設と一体的に住民サービスを提供。 ④「北九州市ふるさとハローワーク」に「企業情報コーナー」を設置することに加え、同ハローワークの就職支援拠点としてのさらなる整備・充実。	・平成24年1月16日(①) ・平成24年4月2日(②) ・③④は提案内容等について協議中
31	久留米市 (福岡県)	「久留米市ジョブプラザ」において、市の就労支援事業とハローワークの職業相談・職業紹介を一体的に実施するとともに、県の就労支援機関とも連携することにより、地域における総合的な就労支援を強化・充実。	・平成24年4月2日

所沢市(埼玉県)の一体的実施

平成23年9月1日事業開始

市役所庁舎内に「福祉・就労連携コーナー」を開設し、市とハローワークによる生活困窮者に対する一体的支援等を実施

市

福祉サービス、相談の実施等



国

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭の母等の生活困窮者に対する支援
- ・若年者向けの合同面接会の開催

② 協定・事業計画

- ・所沢市長と埼玉労働局長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を所沢市と埼玉労働局の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

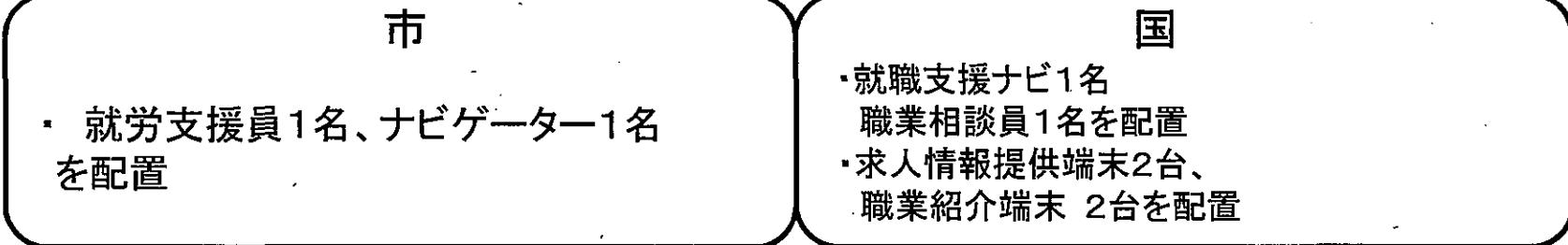
③ 運営協議会

- ・所沢市職員、埼玉労働局職員、労使団体代表者をメンバーとする運営協議会を設置(所沢市長が会長)



市役所の福祉窓口の隣に「福祉・就労連携コーナー」を設置。市と国の職員が連携しつつ、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実現

(1) 実施体制



(2) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年3月末時点)																								
生活困窮者に対する就職支援	<p>◇36人以上の就職 (うち24人以上が紹介就職)</p>	<p>◇就職者数(そのうち紹介就職によるもの)</p> <table> <tr><td>9月</td><td>2人</td><td>(2人)</td></tr> <tr><td>10月</td><td>13人</td><td>(9人)</td></tr> <tr><td>11月</td><td>8人</td><td>(5人)</td></tr> <tr><td>12月</td><td>10人</td><td>(7人)</td></tr> <tr><td>1月</td><td>9人</td><td>(8人)</td></tr> <tr><td>2月</td><td>14人</td><td>(11人)</td></tr> <tr><td>3月</td><td>19人</td><td>(12人)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>75人</td><td>(54人)</td></tr> </table>	9月	2人	(2人)	10月	13人	(9人)	11月	8人	(5人)	12月	10人	(7人)	1月	9人	(8人)	2月	14人	(11人)	3月	19人	(12人)	合計	75人	(54人)
9月	2人	(2人)																								
10月	13人	(9人)																								
11月	8人	(5人)																								
12月	10人	(7人)																								
1月	9人	(8人)																								
2月	14人	(11人)																								
3月	19人	(12人)																								
合計	75人	(54人)																								
	<p>◇合同面接会、職場見学会、セミナーをそれぞれ1回以上実施</p>	<p>◇開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者就職面接会 :9／14、12／14 ・介護就職面接会 :9／20、11／29 																								
若年者に対する面接会開催	<p>◇面接会を3回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者:延べ100人以上 ・紹介就職:20人以上 	<p>参加者数／就職者数</p> <table> <tr><td>◇PART1:</td><td>56人</td><td>5人</td></tr> <tr><td></td><td>(9月14日)</td><td></td></tr> <tr><td>◇PART2:</td><td>10人</td><td>1人</td></tr> <tr><td></td><td>(12月14日)</td><td></td></tr> <tr><td>◇PART3:</td><td>(3月19日)</td><td>40人 2人</td></tr> </table>	◇PART1:	56人	5人		(9月14日)		◇PART2:	10人	1人		(12月14日)		◇PART3:	(3月19日)	40人 2人									
◇PART1:	56人	5人																								
	(9月14日)																									
◇PART2:	10人	1人																								
	(12月14日)																									
◇PART3:	(3月19日)	40人 2人																								

一体的実施事業による就職成功例

女性：30代・希望職種：不明（過去に調理、販売経験あり）・直近の雇用形態：パート（雇用期間約半年）
→ 失業して生活費に困窮するなか「福祉・就労連携コーナー」を訪れ、支援を開始

① 抱える課題

- ・13歳と3歳の子供がいるため就職活動がままならない
- ・子供の預け先がない
- ・希望職種はある程度の収入が得られるのであれば不問

② 支援内容・ポイント・経過

- ・職歴をみると調理補助や販売の仕事が候補となるが、それでも二人の子供を抱えて自立できるだけの収入を得られて、スキルアップによって収入の増加が見込まれる仕事を共に検討。資格が要らない看護補助を第一志望として仕事を探し、見つからなかった場合は、職業訓練でヘルパー2級を取得し、介護職に就くというプランを作成
- ・子供が小さいため、夜勤がなく、家から自転車で通える範囲の病院を選択、その中でもまずは病院内の託児施設があるところを受けることとした。
- ・近所の保育園に一時保育の申し込みを行い、週4日の保育を確保するとともに、認可外保育園の空き状況を把握しておき、いつでも預け先が確保できるようにした。

③ 結果

- ・看護助手として正社員採用（月収16万円）夜勤は免除してもらえた。
- ・病院内に託児施設はないが、系列病院内の託児所を使えることとなった。

○ ハローワークの担当者の所感

本人の第一希望としての仕事探しから、子供の保育の関係を支援することで、安定した就職が早期の再就職が実現できたと思う。

総社市(岡山県)の一体的実施

平成23年7月1日事業開始

ハローワーク内に「就労支援ルーム」を開設し、市とハローワークによる生活困窮者、障がい者、日系外国人等に対する一体的支援等を実施。

市

自立支援に向けた相談、
通訳業務の実施等



国

職業相談、職業紹介、
カウンセリングの実施等

① 事業内容

- ・市とハローワークの担当者で「就労支援チーム」を結成し、生活保護受給者、障がい者、日系外国人等に対する就労支援を実施(個々の利用者に応じた「就労支援プラン」を策定)
- ・その他、心理カウンセリング等の「心の相談」なども実施

② 協定・事業計画

- ・総社市長とハローワーク総社所長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を総社市とハローワーク総社の間で策定
 - * 本協定は、緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより支援対象者の早期再就職による経済的自立の実現を図ることを規定

③ 運営協議会

- ・総社市職員、ハローワーク総社職員をメンバーとする運営協議会を設置

ハローワーク内の「就労支援ルーム」で、市と国の協働で「就労支援チーム」を構成し、付き添い型の綿密な支援を実施。福祉から就労への支援を実現。

(1) 実施体制

市

- ・自立支援推進員1名を配置
- ・通訳(ポルトガル語)1名を配置

国

- ・就職支援ナビゲーター2名、職業相談員1名を配置
- ・職業紹介端末3台を配置

(2) 事業目標と取組状況(23年度)

主な支援対象者	事業目標	取組状況(平成24年3月末時点)
生活保護受給者 児童扶養手当受給者 住宅手当受給者	◇支援対象者数 80人 ◇就職率 60%	◇支援対象者数 126人 ◇就職率 67.5% (※)
障がい者	◇支援対象者数 100人 ◇就職率 40%	◇支援対象者数 167人 ◇就職率 40.1% (※)
日系外国人等	◇支援対象者数 120人 ◇就職率 30%	◇支援対象者数 89人 ◇就職率 29.2% (※)

※ 就労支援チームによるチーム支援は、23年度に支援対象となった利用者が年度を越えて継続して支援を受ける場合があるため、就職率については確定値ではない。

「総社市とハローワーク総社の一体的就労支援の実施について」



総社市長 片 岡 聰 一

総社市とハローワーク総社は「福祉から就労」支援に関する包括協定を締結し、西日本初の取り組みとして7月1日に事業を開始しました。

この事業は、ハローワーク総社内に「就労支援ルーム」を開設し、市とハローワークの職員が生活困窮者、障がい者、日系外国人等に対するチーム支援を一体的に実施するもので、市職員がハローワークに常駐して支援するスタイルは全国でも例を見ない先駆的な取り組みです。

本市は、県下ナンバーワンのサービスを目指し、市民の幸福を第一に考えた市政を推進しています。今回、ハローワークとの連携により、市だけでは十分な対応ができなかった就職困難者への自立に向けた支援がワンストップサービスとして強化され、市民サービスの向上につながったと実感しています。

また、本市は今後5年間で1,000人の障がい者が就労するよう目指す「障がい者千人雇用」を目標として精力的に取り組んでいます。この目標の実現のためには、福祉面のみならず雇用面の専門性も必要不可欠であり、福祉から就労へのきめ細かい支援を市とハローワークが協働で実施するこの事業は、今やなくてはならない存在です。

さらに、最近の生活困窮者の増加や地域での自立支援の必要性が高まるなか、この「就労支援ルーム」は月に延べ400人以上の市民が利用し着実な就職実績をあげるなど大きな成果を得ております。今後、この総社市モデルが実証され、基礎自治体とハローワークの連携の重要性が増していくものと確信しています。

地域主権時代において、市民の意見や要望を敏感に感じ取り、相手の立場に立ってものを考える力が市政に強く求められています。そのためには地域住民の利便性等も十分考慮し、行政の枠組みにとらわれることなく地域の関係機関が連携して住民サービスの向上を図っていくことが非常に重要ではないかと考えます。

今後とも市とハローワークとの一体的実施による就労支援の充実を図り、自立したまち「そうじゃ」の実現を目指していきます。

一体的実施事業による就職成功例

障がい者に対する就労支援

男性：30歳代 精神障害者

希望職種：製造業

① 抱える課題

- 過去の就労では、人間関係の悩みや業務内容等により過呼吸発作が頻繁におこり、退社
- 家族が障害をもつ事実をオープンにすることを強く反対しており、通院も避けていたため、不安定な症状が続く。

② 支援内容・ポイント・経過

- 市の精神保健福祉士と就職支援ナビゲーターが、本人や家族の不安や希望を聴取
- 市は、障害者手帳の取得など福祉制度の利用のための支援を実施
- ハローワークの就職支援ナビゲーターは過去の職場環境のヒアリングや履歴書作成支援を行い、また採用面接に同行して、事業主に対して就業に必要となるサポートについて説明

③ 結果

- 障害者手帳を取得し、福祉制度も利用した通院が可能に
- 障害をオープンにした求職活動の結果、食品製造会社の製造補助として採用。就職後も、職場定着のための支援を実施
- 非正規 週30時間 月収約8万円

○ ハローワークの担当者の所感

市と連携することにより、福祉制度の利用がスムーズに行え、再就職に向けての支援の充実が図られた。

○ 本人のコメント

精神保健福祉士さん達に支えられ、両親の障害に対する理解を得られたのが助けになりました。ありがとうございました。仕事を始めた事によって生活にメリハリが出て楽しく過ごしています。

日系外国人に対する就労支援

女性：20歳代 ブラジル国籍

希望職種：製造業

① 抱える課題

- 幼い子供がいるため勤務時間等の就労条件に制約あり。
- 日本語での日常会話はできるが、漢字の読み書きや面接でのやりとりが十分にできないため、求人内容の理解、採用面接、就職後の業務の理解が難しい状況にあった。

② 支援内容・ポイント・経過

- 市の通訳者とハローワークの就職支援ナビゲーターによる相談の中で、求職条件の再整理や理解を促進
- ハローワークの求人開拓推進員が、求職者のニーズにあった個別求人開拓を実施。その際、日本語の理解力を説明し、業務が遂行できるかどうかを重視
- 採用面接には、ハローワークの就職支援ナビゲーターのほか市の通訳者も同行し、求職者と事業主の相互理解を促進

③ 結果

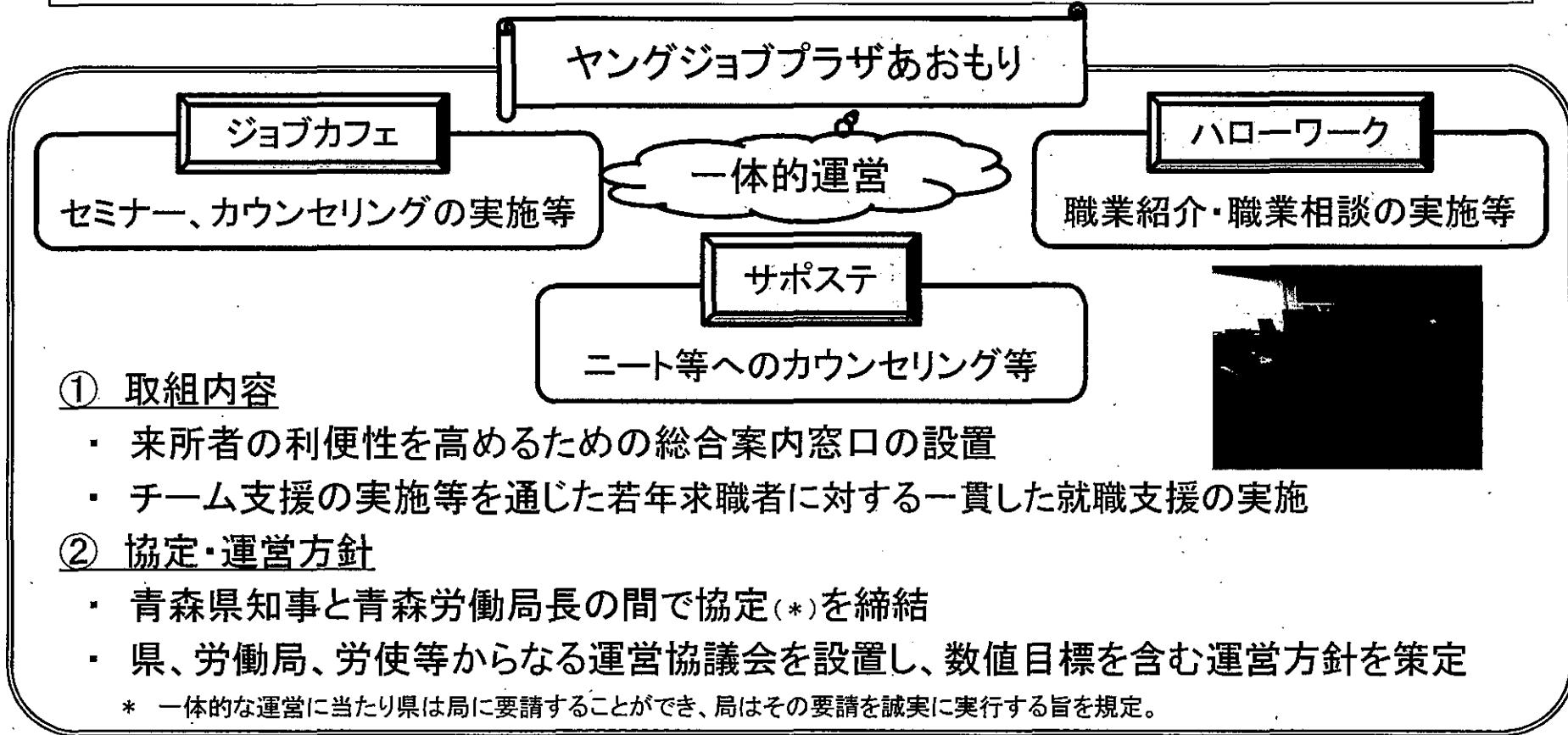
- ハローワークの個別の求人開拓の結果、事業所の理解をいただき求人を得ることに成功
- 食品製造販売会社の商品仕分け作業員として採用。
- 非正規 週25時間 月収約6万円

○ ハローワークの担当者の所感

市の通訳者と連携することにより、本人の生活環境や本人の希望等が正確に把握でき、希望に沿った求人開拓が可能となった。

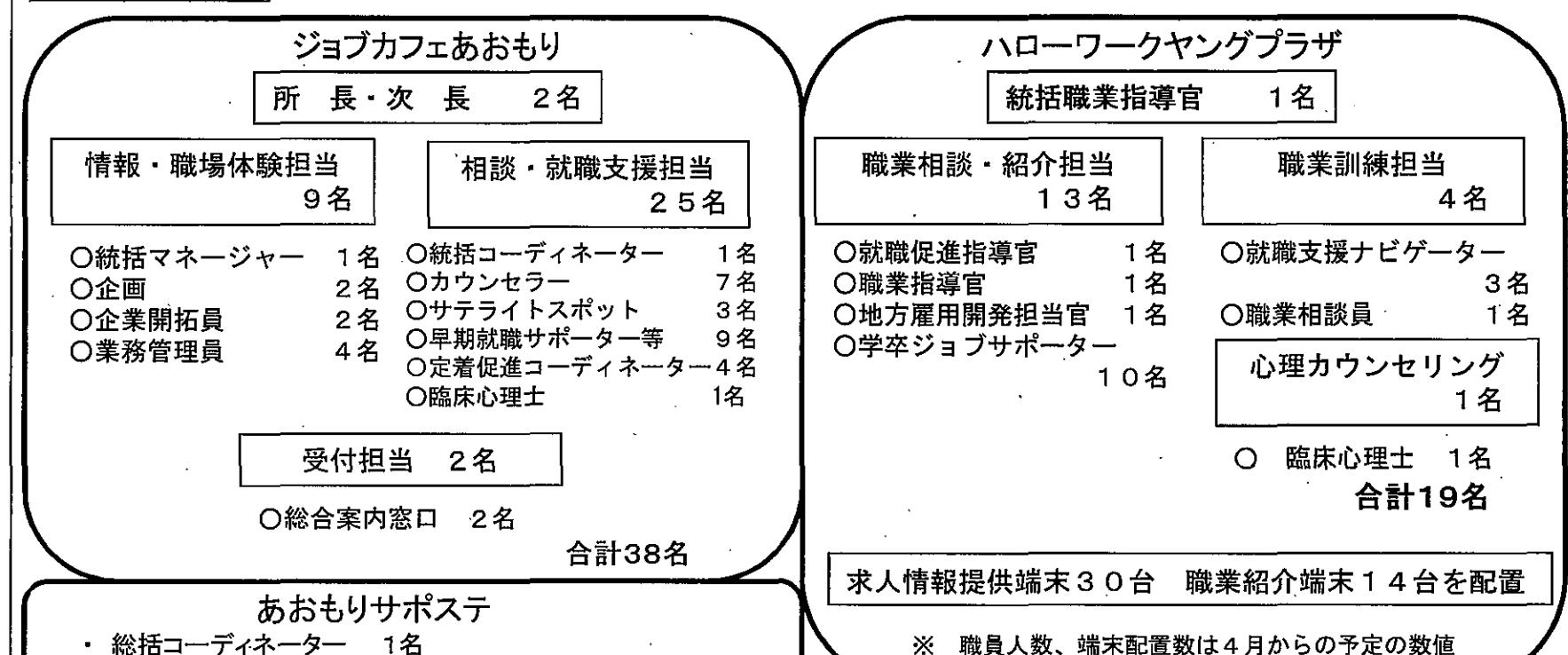
青森県の一体的実施

「ハローワークヤングプラザ」(国)、「ジョブカフェあおもり」(県)、「青森県若者サポートステーション」(国)の3施設を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施し、若年者の就職支援の機能強化を図る。



青森の厳しい雇用情勢に対応するため、都道府県では全国で初めて各施設を一体的に運営し、窓口の一本化、チーム支援の実施等により、学卒者を含めた若年者の就職支援を強化。

(1) 実施体制



(2) 開館時間

「ヤングジョブプラザあおもり」は、平成24年4月2日より、3施設の開館時間を統一し、平日及び土曜日（祝日除く）の8時30分から17時15分までの開館時間となります。

(3) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年3月末時点)
新規登録者数	384人以上 (11/9~3/31)	954人
チーム支援者数	40人以上 (11/9~3/31)	20人 (うち就職者11人)

若年者就職支援施設「ヤングジョブプラザあおもり」のプレオープンについて

青森県知事 三 村 申 吾



平成23年11月9日、青森県の3つの若年者就職支援施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」がプレオープンいたしました。

東日本大震災や急激な円高の影響等により、厳しい雇用情勢が続く本県においては、ハローワークの全国ネットワークを活かしながら、国と県とが互いに協力して、雇用対策を進めていくことが大変重要であると考えています。

中でも、県外求人の大幅な減少により、特に厳しい状況下におかれている若年求職者の就職支援機能を、より一層強化する必要があるとの思いから、「若年者就職支援施設の一体的運営」について国に提案させていただき、都道府県としては全国で初めてとなる、「ハローワークとの一体的運営」を開始しました。

「ヤングジョブプラザあおもり」では、「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「青森県若者サポートステーション」を一体的に運営するために、総合案内窓口を設置し、3施設で集中的に就職を支援する「チーム支援」などを新たに実施しています。

一体的運営のメリットを最大限に活かし、本県の未来を担う若者が、一人でも多く就職できるよう、今後とも全力で取り組んでいきたいと考えています。

ジョブカフェとハローワークのチーム支援による就職成功例

男性・30歳代 希望職種：サービス業（販売・調理等）
直近の状況：非正規労働（アミューズメント接客）

① 抱える課題

- ・本人は、サービス業を希望しているが、給与が高ければ職種は問わない等、漠然とした考え方で職種等を絞り切れていない。
- ・給与以外についての、仕事に対する希望条件や優先順位が明確化されていない。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・ジョブカフェにおいて初期に実施した適性診断の結果から、本人に自分の適性を認識してもらうとともに、職業理解を促す。
- ・具体的に希望職種が見えないため、興味がある労働市場についてハローワーク窓口にて説明。
- ・職業選択するに当たり、優先順位を明確にし、調理師資格を活かせる仕事を中心に、応募活動を薦めた。
- ・調理に関する仕事へは、5年ほど就いていなかったが、調理への思い及び仕事への取組姿勢をメインに書類作成・面接対策の支援を行った。

③ 結果

飲食店調理師として正社員採用

・調理師

・一日4～8時間 シフト勤務週40時間 月給約15万円

※支援期間 2ヶ月

男性・20歳代 希望職種：一般事務・関係者
直近の状況：卒業後職歴なし

① 抱える課題

- ・在学時から就職活動を行っていないため、職業に関して理解不足があり、また、求人検索等も適切に出来ていない。
- ・人と接するのが苦手と認識しているながら、接客業へ応募する等ミスマッチな部分がある。
- ・不採用になった企業から、意気がない、やる気がなさそうに見える等の指摘もあった。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・ジョブカフェにおけるカウンセリングを通じ、本人が興味を持てるような職種を中心に、その仕事が次の自分にどう繋がるかをよく説明しつつ、何種類かの職種を紹介した。その結果、多少希望に合わなくとも前広に仕事を捉えるようになるなど、まずは就職してみようという意欲が徐々に芽生えってきた。
- ・本人の意識変化に対応し、ハローワークにおいては求人検索の支援に加え、本人の希望も考慮しながらも、積極的に何種類かの求人紹介を行った。
- ・面接対策では、話す内容に加え、表情や話し方に注意を払うよう指導した。

③ 結果

医療関係会社へ物品管理で正社員採用

・物品管理員

・一日8時間程度 週5日勤務 月給約11万円

※支援期間 2ヶ月